

春監公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき令和6年度財務監査（定期監査）の結果（令和6年10月28日付け春監公表第16号）に関し措置を講じた旨の通知があったため、同項並びに春日市監査基準（令和2年3月監査委員告示第2号）第24条第2項及び第4項の規定により当該措置の内容を公表する。

令和6年12月19日

春日市監査委員 松尾英二

同 原克巳

令和6年度財務監査（定期監査）措置状況報告【経営企画部】

1 経営企画課（企画担当）

監査の結果	措置の内容
令和5年11月14日に地方版総合戦略推進事業の切手を6,314円分購入しているが、郵便切手等受払簿には即時使用した2,100円分を差し引いた金額（4,214円）を記載している。購入額の全額を記載した後に、即時使用した分を記載する必要がある。	郵便切手等受払簿の受払欄を正しく訂正しました。 今後、監督職の検収時において、郵便切手受払簿も併せて確認するなど、適切な事務処理に努めます。